

## 介護予防訪問リハビリテーション 利用料金表

介護予防訪問リハビリテーション利用料（1割負担） （単位；円）

利用料項目	要支援者
介護サービス費（20分1回）	292
サービス提供体制強化加算 ※1	6
1日当たりの負担額 （当施設の場合 1日2回の実施）	596
特別地域訪問リハビリテーション加算 ※2	介護サービス費の100分の15
リハビリテーションマネジメント加算 ※3	1月あたり 230
短期集中リハビリテーション実施加算 ※4	200

介護予防訪問リハビリテーション利用料（2割負担） （単位；円）

利用料項目	要支援者
介護サービス費（20分1回）	584
サービス提供体制強化加算 ※1	12
1日当たりの負担額 （当施設の場合 1日2回の実施）	1,192
特別地域訪問リハビリテーション加算 ※2	介護サービス費の100分の15
リハビリテーションマネジメント加算 ※3	1月あたり 460
短期集中リハビリテーション実施加算 ※4	400

介護予防訪問リハビリテーション利用料（3割負担） （単位；円）

利用料項目	要支援者
介護サービス費（20分1回）	876
サービス提供体制強化加算 ※1	18
1日当たりの負担額 （当施設の場合 1日2回の実施）	1,788
特別地域訪問リハビリテーション加算 ※2	介護サービス費の100分の15
リハビリテーションマネジメント加算 ※3	1月あたり 690
短期集中リハビリテーション実施加算 ※4	600

- ※1 訪問リハビリテーションを利用者に直接提供するリハビリテーション専門職のうち、勤続年数が3年以上の者がいる場合に算定します。
- ※2 厚生労働大臣が定める特別地域に所在する事業所が訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。1月の介護サービス費の合計の100分の15に相当する額が「特別地域訪問リハビリテーション加算」として、1月につき加算されます。
- ※3 訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直している場合に算定します。
- ※4 退院日、退所日、又は認定日から起算して3月以内の期間に、20分以上の個別リハビリテーションを1週に概ね2日以上実施した場合に算定します。